

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第28号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第46条第2項本文中「もの」の右に「及び京都市市税条例第32条の8の2第1項に規定する老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するもの」を加える。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(会計室)